

# 1 出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金

## (1-1) 出生時育児休業給付金の支給要件

- ① 「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間内（⇒例1、2参照）に、4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した被保険者であること（2回まで分割取得可）。
  - ・ 出生時育児休業給付金の対象は、被保険者が初日と末日を明らかにして行った申出に基づき、事業主が取得を認めた休業です。
  - ・ 産後休業（誕生日の翌日から起算して8週間）は出生時育児休業給付金の対象外です。
  - ・ 出生時育児休業給付金の対象となるには、出生時育児休業の初日から末日まで被保険者である必要があります。
  - ・ 被保険者とは、一般被保険者と高年齢被保険者をいいます。
- ② 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。

育児休業給付金と同じ要件です（10頁参照）。
- ③ 休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下であること。

「最大10日」は、28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。  
休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります（3頁参照）。

**(期間を定めて雇用される方の場合)**
- ④ 子の誕生日※1から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約の期間※2が満了することが明らかでないこと。
  - ※1 出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日
  - ※2 労働契約が更新される場合は更新後のもの

## (1-2) 出生後休業支援給付金の支給要件

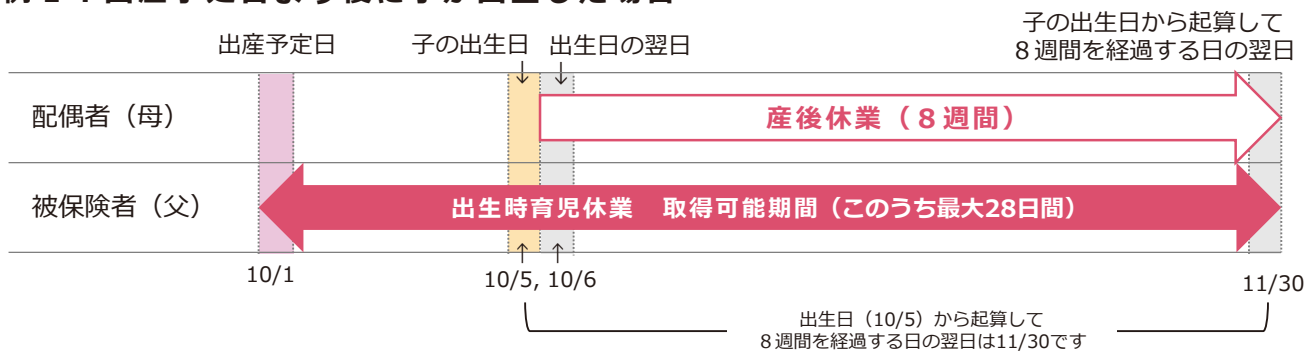
2025（令和7）年4月から「出生後休業支援給付金」が創設されました。次の要件を満たす方は、2025年4月以後の産後パパ育休（出生時育児休業）に対して、出生時育児休業給付金に加えて出生後休業支援給付金が支給されます。

- ① 同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休（出生時育児休業）を通算して14日以上取得した被保険者であること。
  - ・ 2025（令和7）年4月1日より前から引き続いて産後パパ育休（出生時育児休業）をしている場合は、2025（令和7）年4月1日以後の産後パパ育休（出生時育児休業）が14日以上取得されている必要があります。
  - ・ 産後パパ育休の期間（例1、2の期間）に育児休業給付金が支給される育児休業を取得している場合は、その日数も通算します。
- ② 被保険者の配偶者が子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（13頁参照）に該当していること、または、被保険者の配偶者も産後パパ育休の期間（例1、2の期間）に通算して14日以上育児休業を取得したこと。

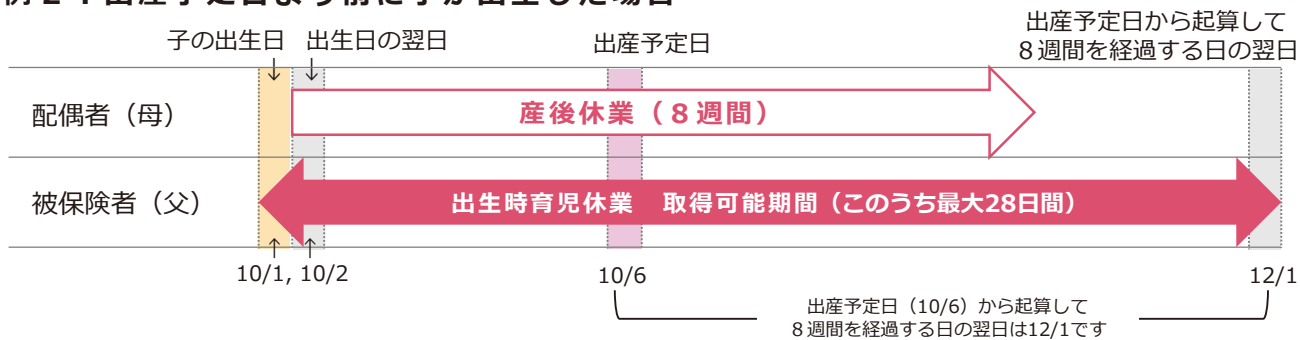
配偶者が子を出産している場合（被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合）は、子の誕生日の翌日時点で配偶者が「配偶者の育児休業を要件としない場合」（13頁参照）のいずれかの事由（主に、「4. 配偶者が無業者」、「5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない」、「6. 配偶者が産後休業中」のいずれか）に該当するため、②の要件を満たすこととなります。

出生後休業支援給付金の支給要件の詳細は、13～15頁を参照してください。

### 例 1 : 出産予定日より後に子が出生した場合



### 例 2 : 出産予定日より前に子が出生した場合



## ご注意ください 出生時育児休業給付金の対象とならないケース

### 例 3 : 出生時育児休業を3回に分けて取得した場合の3回目の休業



### 例 4 : 出生時育児休業を28日間を超えて取得した場合の超過分の休業



3回目の出生時育児休業(例3)や、28日を超えた分の出生時育児休業(例4)について、被保険者と事業主との間で育児休業に振り替える旨合意すれば、育児休業給付金として支給申請することができます。

## ご注意ください 休業中の就業可能日数/時間数の取扱い

出生時育児休業給付金の支給対象期間中、最大10日(10日を超える場合は80時間)まで就業することが可能です。

休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。⇒例5・6参照

例: 14日間の休業 ⇒ 最大5日(5日を超える場合は40時間)

10日間の休業 ⇒ 最大4日(4日を超える場合は約28.57時間)

[10日×10/28≒3.57(端数切り上げ) ⇒ 4日、80時間×10/28≒28.57時間(端数処理なし)]

### 例 5 - 1 : 28日の出生時育児休業期間中、14日間(1日8時間)就業した場合

休業開始日	2~6日目(5日間)	7・8日目	9~13日目(5日間)	14・15日目	16~19日目(4日間)	20~28日目
休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業

28日の出生時育児休業期間のうち、10日(10日を超える場合は80時間)を超えて、14日(112時間)就業しているため、全期間を通じて出生時育児休業給付金は不支給となります。

例5-2： 出生時育児休業を分割して取得し、  
それぞれの期間を合計して9日間（1日8時間）就業した場合

休業開始日	2～6日目 (5日間)	7・8日目	休業開始日	2～5日目 (4日間)	6～15日目
休業	就業	休業	休業	就業	休業

出生時育児休業1回目（8日間）

出生時育児休業2回目（15日間）

合計23日の出生時育児休業期間のうち、9日就業していますが、就業可能日数※以下のため、出生時育児休業給付金は支給されず。

※ 10日×23/28≒8.21（端数切り上げ）⇒ 9日

例6： 出生時育児休業を10日間取得し、そのうち6日間部分就業した場合

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	休業終了日
休業	4時間就業	休業	8時間就業	休業	4時間就業	休業	休業	4時間30分就業	休業
	休業	4時間就業			休業	4時間就業		休業	

10日間の出生時育児休業を取得した場合、4日以下（4日を超える場合は28.57時間以下）の就業が可能で  
す。このケースでは、計6日間、28時間（28時間30分から分単位の端数を切り捨て※）の就業であるため、  
出生時育児休業給付金は支給されず。 ※育児休業給付とは取扱が異なるのでご注意ください（12頁参照）。

## （2）支給額

### 出生時育児休業給付金の支給額

$$= \text{休業開始時賃金日額}^{\ast} \times \text{休業期間の日数（28日が上限）} \times 67\%$$

### 出生後休業支援給付金の支給額

$$= \text{休業開始時賃金日額}^{\ast} \times \text{休業期間の日数（28日が上限）} \times 13\%$$

※ 育児休業給付金と同じです（16頁参照）

合計80%

### ■ 出生時育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合

支払われた賃金の額	出生時育児休業給付金の支給額	出生後休業支援給付金の支給額
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%超～80%未満	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%－賃金額	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上	支給されません	支給されません

- 事業主から支払われた賃金の額が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下であれば、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金ともに減額されません。
- 事業主から賃金が支払われ出生時育児休業給付金の額が減額される場合でも、出生後休業支援給付金の額は減額されませんが、事業主から支払われた賃金の額が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上の額となり出生時育児休業給付金が支給されない場合は、出生後休業支援給付金も支給されません。

## ■ 休業開始時賃金日額の上限額

休業開始時賃金日額の上限額は16,110円となります（令和8年7月31日までの額）。

出生時育児休業給付金の支給上限額（休業28日）： $16,110円 \times 28日 \times 67\% = 302,223円$

出生後休業支援給付金の支給上限額（休業28日）： $16,110円 \times 28日 \times 13\% = 58,640円$

例：休業開始時の賃金日額は10,000円で、14日間の出生時育児休業を取得

- この期間に賃金が支払われていない場合  
出生時育児休業給付金の支給額 =  $10,000円 \times 14日 \times 67\% = 93,800円$   
出生後休業支援給付金の支給額 =  $10,000円 \times 14日 \times 13\% = 18,200円$
- この期間に3日就労して賃金30,000円が支払われた場合（支払われた賃金が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%超～80%未満）。  
出生時育児休業給付金の支給額 =  $112,000円 - 30,000円 = 82,000円$   
出生後休業支援給付金の支給額 = 18,200円  
※ 出生後休業支援給付金の額は減額されません。

【参考】

14日分の賃金日額の80%  
=  $10,000円 \times 14日 \times 80\%$   
= 112,000円

## ご注意ください 出生時育児休業期間を対象とした賃金の取扱い

「出生時育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」とは、出生時育児休業期間を含む賃金月分として支払われた賃金のうち、次の額をいいます。

なお、育児休業給付金とは取扱いが異なります（17頁参照）のでご注意ください。

- 出生時育児休業期間に就労等した日数・時間に応じて支払われた額  
就労した場合の賃金のほか、出生時育児休業期間に応じて支払われる手当等を含みます。なお、通勤手当、家族手当、資格等に応じた手当等が、就労等した日数・時間にかかわらず一定額が支払われている場合は含みません。
- 就業規則等で月給制等となっており、出生時育児休業期間を含む賃金月において賃金が減額されなかった場合は、日割計算※をして得られた額（小数点以下切り捨て）  
※ 「支払われた賃金額」×（「出生時育児休業取得日数」÷「出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数」）
- 出生時育児休業期間を含む賃金月において賃金が減額されているが、出生時育児休業期間を対象として減額した日数・時間が特定できない場合は、「①出生時育児休業期間を含む賃金月に減額がなかった場合の賃金額を日割計算※して得られた額（小数点以下切り捨て）」から「②出生時育児休業期間を含む賃金月に減額された賃金の額」を減じた額  
※ 「減額がなかった場合の賃金額」×（「出生時育児休業取得日数」÷「出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数」）

## （3）支給申請期間

### ■ 申請開始日（いつから申請できるか）

子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から申請可能となります。ただし、①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日の翌日から、②2回目の出生時育児休業をした場合は2回目の出生時育児休業を終了した日の翌日から、申請可能となります。

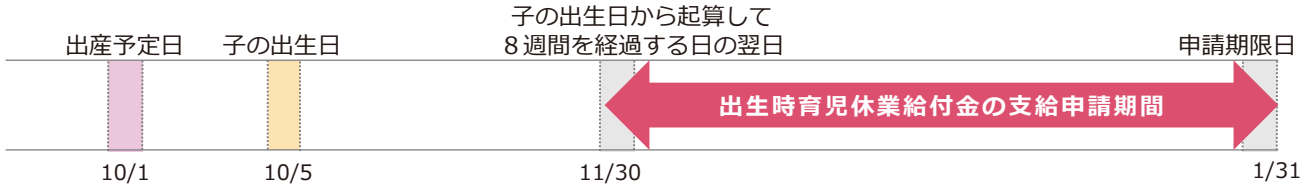
※ 休業期間を対象とする賃金支払日以降に当該休業期間を含む賃金台帳などと併せて提出してください。

### ■ 申請期限（いつまでに申請する必要があるか）

申請開始日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」を提出する必要があります。

出生時育児休業は、同一の子について2回に分割して取得できますが、申請は1回にまとめて行います。その際、それぞれの休業期間、就業した日数・時間及び支払われた賃金額は、申請書の記載欄「支給期間その1」（12欄）～「支払われた賃金額」（15欄）と、「支給期間その2」（16欄）～「支払われた賃金額」（19欄）のそれぞれに記載してください（8頁参照）。

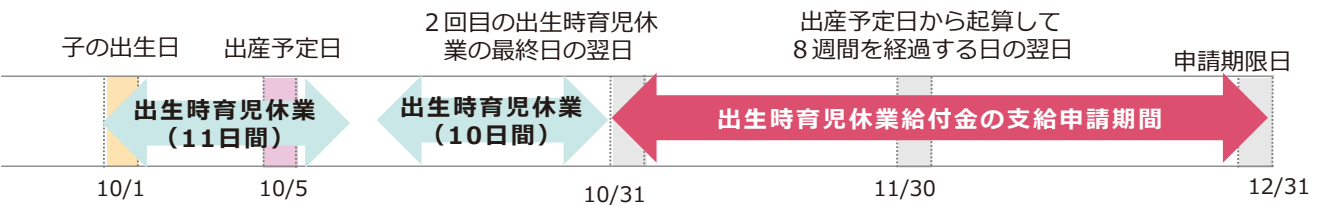
**例 1 : 出産予定日より後に子が出生した場合**



**例 2 : 出産予定日より後に子が出生し、出産予定日から 28 日間の産後パパ育休（出生時育児休業）をする場合**



**例 3 : 出産予定日より前に子が出生し、子の誕生日から 2 回に分割して産後パパ育休（出生時育児休業）をする場合**



**(4) 受給資格確認・支給申請手続**

出生時育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給を受けるには、出生時育児休業を開始した被保険者を雇用している事業主の方が、以下の受給資格確認・支給申請の手続を行う必要があります。

提出者	原則、被保険者を雇用している事業主。ただし、本人の希望があれば被保険者が直接提出することも可能。
提出書類 ①②の両方	<p>① 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 (28頁参照)</p> <p>② 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書 (8頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生時育児休業給付金の支給申請は、受給資格確認と同時にを行う必要があります。</li> <li>・ 出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金は、②の書類で一体的に申請することを原則としますが、出生時育児休業給付金の支給決定後に出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行うことも可能です。この場合は、<b>出生後休業支援給付金支給申請書 (31頁参照)</b> で申請してください。</li> <li>・ ②の書類には、払渡希望金融機関の記入欄があります。以前に雇用保険の給付 (例えば基本手当) の支給を受けていた方は、そのときの口座を使用することもできます。また、マイナポータルに公金受取口座を登録している方は、ハローワークに個人番号を届け出ている場合は、その口座を使用することもできます。</li> </ul>

(次ページに続きます)

(前ページの続き)

<p>添付書類 ①②の両方</p>	<p>① 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など 出生時育児休業を開始・終了した日、賃金の額と支払状況を証明できるもの</p> <p>② 母子健康手帳（<u>出生届出済証明のページ（*）</u>と分娩予定日が記載されたページ）、住民票、医師の診断書（<u>分娩（出産）予定日証明書</u>）（*）など 育児の事実、出産予定日及び出生日を確認することができるもの（写し可）</p> <p>* 出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）が必要ですが、配偶者が子を出産している場合（子が養子でない場合）は、母子健康手帳（出生届出済証明のページ）または医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）が必要書類となります。</p> <p>なお、配偶者が子を出産していない場合（子が養子の場合）は、配偶者が育児休業をしたこと、または、配偶者の育児休業を要件としない場合に該当していることを確認するため、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）を提出してください。</p>
<p>提出先</p>	<p>事業所の所在地を管轄するハローワーク ※電子申請も利用できます</p>
<p>提出時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金を一体的に申請する場合 子の出生日（<u>出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日</u>）から起算して8週間を経過する日（<u>①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日、②2回目の出生時育児休業をした場合は2回目の出生時育児休業を終了した日</u>）の翌日から申請可能となり、当該日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日が提出期限 ・休業期間を対象とする賃金支払日以降に当該休業期間を含む賃金台帳などと併せて提出してください。 ・出生時育児休業給付金のみ申請する場合も同じ提出期限となります。 ・出生時育児休業給付金の支給要件のみ満たしている場合は、出生時育児休業給付金のみ支給決定され、出生後休業支援給付金は不支給決定となりますが、後日出生後休業支援給付金の支給要件を満たした場合は、<b>要件を満たした日から10日以内</b>に出生後休業支援給付金支給申請書を提出してください。</li> <li>● 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合 <b>被保険者の育児休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで</b>※ 例：育児休業開始日が7月10日の場合 ⇒ 4か月を経過する日は11月9日、提出期限は11月30日まで</li> </ul> <p>※この場合、<u>出生時育児休業給付金の支給決定がされた後</u>でなければ申請できません。出生時育児休業給付金支給決定通知書が送付された後や入金が確認できた後に申請を行っていただくようお願いいたします。</p>

- ・ 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書には、個人番号（マイナンバー）を記載して提出してください。
- ・ 出生時育児休業給付金及び出生後休業支援給付金は届け出た被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約1週間で振り込まれます。
- ・ 受給資格がある場合  
「出生時育児休業給付金支給決定通知書」、「出生後休業支援給付金支給決定通知書」が交付されます。支給額が算定されたときは、支給額が記載され、不支給決定されたときは、不支給の理由が記載されます。
- ・ 受給資格がない場合  
「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されます。
- ・ 交付された「出生時育児休業給付金支給決定通知書」、「出生後休業支援給付金支給決定通知書」、「育児休業給付受給資格否認通知書」は、被保険者の方にお渡しください。



# 通知例：出生時育児休業給付金支給決定通知書・出生後休業支援給付金不支給決定通知書

出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金の支給・不支給決定通知書は、それぞれの給付金ごとに交付されます。

例：出生時育児休業給付金支給決定通知書（産後パパ育休を12日取得した場合）

出生時育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	出産予定日
5050-031269-3	イサノ ハナ	男	3-600420	5-0X1010	5-0X1003
休業開始年月日	支給期間初日	支給期間末日	賃金月額	賃金月額の67%	支給済日数
0X1003	0X1003	0X1014	210,000	140,700	12
受給資格確認年月日	0XI0128	支払方法(金融機関・店舗コード及び口座番号)		0190720-	7654321
支給資格を確認し、出生時育児休業給付金を支給決定しましたので口座振込します。 支給期間 就業日数 就業時間 賃金支払額 支給日数 支給率 支給金額 0X1003-1014 4日 28時間 56,000円 12日 67% 11,200円(減額支給) 支給終了(出生時育児終了)					

## Ⅰ 支払方法

指定した金融機関口座番号が記載されていることを確認してください。

## Ⅱ 通知内容

賃金月額と休業日数を基にした支給金額が印字されます。なお、分割取得の場合でも支給期間がまとめて表示されます。計算方法は4頁を確認してください。

また、休業日数が28日を超えている場合や就業日数、就業時間の上限を超えている等、支給要件を満たさない場合はその旨が印字されます。

例：出生後休業支援給付金不支給決定通知書（支給決定通知書記載例は31頁に掲載しています。）

産後パパ育休の取得日数が12日の場合は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たさないため、出生後休業支援給付金は不支給となります。

出生後休業支援給付金不支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	出産予定日
5050-031269-3	イサノ ハナ	男	3-600420	5-0X1010	5-0X1003
休業開始年月日	配偶者の被保険者番号	配偶者の休業開始年月日	配偶者の状態	賃金月額	賃金月額の%
0X1003			6		
支給済日数	支払方法(金融機関・店舗コード及び口座番号)				

## Ⅰ 通知内容

不支給決定時には、記載例のとおり日数要件を満たしていない場合のほか、出生後休業支援給付金の支給の上限（28日）を既に超えている場合や被保険者の配偶者の要件を満たさない等、支給要件を満たさない場合はその旨が印字されます。

後日配偶者の要件を満たした場合は、改めて出生後休業支援給付金支給申請書（31頁参照）を提出してください。

（参考）配偶者の要件を満たさなかったために不支給となる場合の出生後休業支援給付金不支給決定通知書の例

出生後休業支援給付金不支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	出産予定日
5050-031344-7	イサノ ハナ	男	3-600420	5-0X1010	5-0X1003
休業開始年月日	配偶者の被保険者番号	配偶者の休業開始年月日	配偶者の状態	賃金月額	賃金月額の%
0X1003					
支給済日数	支払方法(金融機関・店舗コード及び口座番号)				

先般、提出されました出生後休業支援給付金支給申請書等の書類を審査したところ、配偶者の要件を満たしていないため、不支給となりました。後日要件を満たした場合は再度申請してください。